

特記仕様書

雲出川左岸浄化センター重力濃縮管等清掃業務

第1章 総則

第1条 適用

本業務委託は、本特記仕様書、図面のほか監督員の指示により実施する。

第2条 通報等

1. 受注者は、常に監督員と連絡の取れる体制を心掛けなければならない。
2. 受注者は、第三者から通報・連絡等があった場合は、丁寧に対応し、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

第3条 監督員の立会い

1. 受注者は、監督員が立会いを指定した業務については、監督員の立会いを得て実施すること。
2. 受注者は、業務実施にあたり、監督員の立会いを必要と認めた時は、監督員に立会いを求めることができる。

第4条 跡片付け

1. 受注者は、業務が完了した時は、直ちに跡片付けおよび清掃等を行わなければならない。
2. 業務が着手した日に完了しない時は、監督員に報告するとともに、他に危険が生じないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。

第5条 廃棄物、発生材の処理

1. 清掃中に発生する産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。
なお、処理にあたっては、第三者に損害及び迷惑をかけないように十分注意しなければならない。
2. 廃棄物、発生材は、原則としてその日のうちに処理すること。
ただし、監督員の承諾のもとに翌日の処分も認める。

第6条 関係機関への手続き

受注者は、業務実施にあたって、監督員と協議を行い関係機関への手続き、又は手続きに必要となる資料の提出を速やかに行わなければならない。

第7条 提出書類

受注者は、業務の実施にあたって、委託契約書に定めるもの及び下記1~4に定めるもののほか、監督員の指示する書類を提出しなければならない。

1. 業務計画書

受注者は、業務着手に先立ち契約書に基づいて提出した工程表により現地調査を行い、業務実施上の問題点、工程等について監督員と十分協議を行い、下記の事項を記載した業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

ただし、監督員の指示(承諾)により記載内容を含め一部を省略することができる。

- (1) 業務概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表(職務分担等)
- (4) 主要車両・資材・機材
- (5) 業務実施方法(図面等添付のこと)
- (6) 安全管理
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) その他必要なもの

2. 業務報告書

受注者は、作業終了後速やかに、次の内容を記載した書類を提出すること。

- (1) 業務状況及び結果
- (2) 作業前写真(平面図にて撮影位置が確認できること。)
- (3) 作業完了後写真(平面図にて撮影位置が確認できること。)
- (4) 汚泥搬出量表
- (5) 計量伝票の写し
- (6) 産業廃棄物管理表の写し(マニフェスト)
- (7) 作業員名簿
- (8) 使用車両一覧表

3. 業務日報(作業場所、内容、労務人数(工種毎記載))

4. 業務記録写真

(1) 清掃作業状況を工種毎に撮影し、作業年月日、作業場所、作業内容、受注者名を記した黒板等を入れること。

(2) 写真は、施工場所及び規模が判別できるものとし、同一位置から業務の着手前、作業中及び完了後撮影したものとする。

(3) その他、監督員が指示する箇所及び工種。

なお、作業状況等、写真内容の説明を記載すること。

第8条 業務履行及び管理

1. 作業時期は、契約の日から令和9年3月25日までの間で3回実施する。

原則として、12月及び2月を目途に2回実施し、残り1回については監督員と協議し決定する。

ただし、重力濃縮管が閉塞した場合は、原則として閉塞後5日以内に作業を実施する。

- なお、汚泥スクリーン棟分配槽揚砂及び濃縮汚泥バイパス配管清掃については、重力濃縮管清掃業務と併せて、1回実施とする。作業時期については監督員と別途協議する。
2. 作業時間は、次のとおりとする。
原則として祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。
ただし、幹線管渠、ポンプ場及び処理場の運用上、または発注者の事情等でこれ以外の時間を指定して作業を行わせることがある。
 3. 受注者は、業務実施にあたり常にその機器の目的、性能を把握し操作、点検調整を確実に実施できる熟練した技術者及び作業者を派遣し、責任もてる体制で業務を実施すること。
 4. 受注者は、工程表に示された業務量に対し十分対応できる車両、機械器具を準備し、作業を行うこと。
 5. 受注者は、業務の遂行上、必要な仮設備を発注者の承認を得て施設すること。

第9条 汚泥処分先

受注者が除去した汚泥は原則として三重県内で中間処理を行うものとし、公社が指定する下記の処分先へ搬入するものとする。

指定処分先：伊賀市予野地内 三重中央開発株式会社
運搬距離：53km (DID 区間 30%未満)

第10条 工程管理

1. 業務進捗は、提出した業務計画書(工程表)によるが、受注者は、常に稼働設備の作業にあたっては支障となる時間の短縮に努めるよう心掛けなければならない。
2. 発注者は、業務計画書に基づく業務中であっても、発注者の事情等により、やむを得ず受注者に作業の一部を中断、延期させることがある。
3. 受注者は、作業に先立ち当日の作業方法及び予定について監督員に連絡しなければならない。
4. 受注者は、必要により随時工程会議を開くこと。

第11条 安全管理

1. 受注者は、業務に従事する者に対して定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員等の安全意識の向上を図ること。
2. 車両、重機その他作業機器は使用に先立って始業点検を行い、安全を確認した上で使用すること。
3. 作業責任者(又は資格の必要な作業の有資格者を含む。)は、ヘルメット・腕章等で資格表示を行って作業にあたること。
なお、責任者は業務計画書等であらかじめ発注者に報告された者とする。
4. 現場代理人は常に作業員に対し作業指揮はもとより、作業態度、服装、安全具の使用等の指揮監督を行うこと。
なお、現場代理人が現場を離れるときは、常に所在場所を明らかにしておくとともに、代行者を指定し監督員に報告すること。

5. 受注者は、高所作業又は高、低圧充電部に近接して業務を行う場合、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置等について監督員と協議し、必ず安全具、保護具、検知器を使用して作業を行うこと。
6. 受注者は、酸素欠乏・硫化水素の危険を伴う業務を行う場合は、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置等について監督員と協議し、換気装置、呼吸用保護具、検知器を常備して作業を行い、作業員に厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業について特別な教育を行うこと。
7. 受注者は、作業に先立ち、下記事項等について監督員と協議し必要により標示等の処置を行うこと。
 - (1) 弁類の操作禁止標示
 - (2) 作業区域標示と立入り禁止処置等
 - (3) 機器の取り扱い注意標示
 - (4) 危険物標示
 - (5) その他必要なもの

第12条 出来高部分払い

本業務における出来高部分払いは行わない。

第13条 補則

1. 設計書、仕様書にない事項であっても、機器の保全上当然必要と認められる軽易事項については、受注者の負担においてこれを施工しなければならない。
2. 本仕様書は、一般的に記載したもので、業務の種別により一部該当しないものはこれを省略する。

第2章 実施要領

第14条 目的

本業務は、汚泥スクリーン棟内にある濃縮汚泥バイパス配管及び濃縮汚泥ポンプから汚泥処理棟までの重力濃縮管内に付着している土砂・油分・し渣等を高圧洗浄清掃、ならびに汚泥スクリーン棟分配槽内の堆積汚泥を揚砂することにより機能を回復させるために行う業務である。

第15条 作業範囲

1. 作業対象箇所は下記のとおりとする。
 - (1) 汚泥スクリーン棟内の濃縮汚泥ポンプから汚泥処理棟までの重力濃縮管。
作業の対象とする管は、バイパス管を除く延長192mの区間とする。
(既設管 φ100：約145m、φ150：約47m、バイパス管 φ100：約48m)
ア 各濃縮汚泥ポンプ～汚泥スクリーン棟内(分配槽への戻り管は除く)
イ 汚泥スクリーン棟～汚泥処理棟(汚泥処棟建屋内立上り管まで)
 - (2) 汚泥スクリーン棟濃縮汚泥バイパス配管
(既設管 φ100：約3m)
 - (3) 汚泥スクリーン棟分配槽堆積汚泥
(約0.5 m³)
2. 清掃作業に伴う配管等の取外し、復旧作業
3. 清掃後の配管内の確認
4. 産業廃棄物の運搬
当該作業に伴い排出される産業廃棄物の運搬（本特記仕様書第1章第9条の処分先まで）を含む。

第16条 作業手順

1. 汚泥スクリーン棟床面の養生
作業着手前に床面をブルーシート等で養生をし、床面の汚損を防止すること。
2. 仮設等（作業足場等）の設置
3. 対象配管の各フランジ蓋等の取り外し
4. 高圧洗浄車による管内清掃及び強力吸引車による土砂等汚泥の吸引
5. 強力吸引車のタンク内の上澄み液の排水
 - (1) 強力吸引車へ吸引した土砂、油分及びし渣等の固形分及び汚水はタンク内にて沈降分離をさせ、上澄み液のみを指定の場内マンホール(図面番号2参照)に排出し、固形分を分別すること。
 - (2) 上澄み液を場内マンホールに排水する際は、浮遊する油分及びし渣等を流出させないようカゴ(網目10～20mm程度)等を用いて捕集すること。
 - (3) 捕集した油分及びし渣等は、沈降した土砂等と共に産業廃棄物として処分し、マニフェストを提出すること。
6. 対象配管の復旧、作業範囲の清掃
作業終了時には、配管を確実に復旧するとともに、作業範囲の清掃を行い監督員の確認

を受けること。

第 17 条 提出書類

本特記仕様書第 1 章第 7 条に記載の書類のほか、発注者と打合せ等を行った場合は委託業務打合簿を作成し、提出すること。

第 18 条 その他留意点

1. 作業期間中は当日の作業予定及び作業結果を報告すること。
2. 作業を行う際は施設の完成図書等を参照し、設備を十分に理解したうえで作業に当たること。
3. 作業を行う際は監督員と十分協議を行い、処理場の運転管理に影響を与えないよう作業計画を立案すること。
4. 作業の延期
 - (1) 大雨により流入量の増加が予想される場合、作業の延期を指示することがある。
 - (2) 何らかの原因により、水処理状況が悪化した場合や、機器トラブルがあった場合に作業の延期を指示することがある。
5. 作業に使用する洗浄用水（処理水）及び電源は無償提供する。
6. その他、疑義のある場合は監督員と協議すること。